

## 平成25年度における小牧市人事行政の運営等の状況について

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

区分		計
25年度	4月1日現在	1817人
	・年度途中の採用	14人
	・年度途中の退職	▲ 37人
	・3月31日付けの退職	▲ 81人
	25年度末 (A)	1713人
26年度	・4月1日付けの採用 (B)	135人
	4月1日現在 (A)+(B)	1848人

● 主な増減理由：医療体制の充実の為、市民病院の職員を49名増員しました。

### 2 職員の給与の状況

#### (1) 人件費の状況（平成25年度決算額）

区分	歳出額 A	人件費		人件費率 (B/A)
		B	うち職員給与費	
普通会計	49,953,448 千円	7,325,485 千円	5,144,109 千円	14.7%

備考 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

#### (2) 職員給与費の状況（平成25年度決算額）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員 手当	期末・勤勉 手当	計 B	
普通会計	912人	3,281,763 千円	689,939 千円	1,172,407 千円	5,144,109 千円	5,640 千円

備考 職員手当には退職手当は含まれていない。

#### (3) 初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区分		初任給	採用2年経過日 給料額
一般行政職	大学卒	178,800円	196,900円
	高校卒	144,500円	155,700円

#### (4) 一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成25年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
大学卒	260,425円	368,767円	413,633円
高校卒	223,900円	341,220円	—円

## (5) 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	合計
標準的な職務内容	主事 主事補	主事	主任	主査	係長	課長補佐	課長	次長	部長	
職員数	106人	120人	26人	69人	91人	33人	46人	9人	10人	510人
構成比	20.8%	23.5%	5.1%	13.5%	17.8%	6.5%	9.0%	1.8%	2.0%	100%

## (6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成25年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	311,922 円	389,559 円	38.9 歳
技能労務職	286,542 円	309,850 円	52.2 歳

備考 平均給与月額は、期末手当・勤勉手当・退職手当・児童手当を除く。

## (7) 主な職員手当の状況

期末・勤勉手当		期末	勤勉
	6月期	1.225月分 (0.65月分)	0.675月分 (0.325月分)
	12月期	1.375月分 (0.8月分)	0.675月分 (0.325月分)
	計	2.6月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)
	職制上の段階、職務の級等による加算措置		

備考 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合である。

退職手当		自己都合等	定年・勸奨
	平成25年度中の1人 当たり平均支給額	2,402 千円	24,128 千円

地域手当	支給総額	111,722 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	111,387 円
	支給率	3%

特殊勤務手当	支給総額	10,845 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	19,539 円
	手当の種類	7手当 (衛生手当、危険手当、税務手当等)

時間外勤務手当	支給総額	247,918 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	318,251 円

区分	内容
----	----

扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 1人につき6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円） （満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算）
住居手当	持家者 支給なし 借家・借間居住者 12,000円を超える家賃の額に応じて最高27,000円まで支給
通勤手当	交通機関利用者 最高50,000円まで支給 交通用具使用者 距離に応じて2,000円から最高24,500円まで支給

(8) 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区分	報酬等の月額	期末手当	
市長	1,075,000円	6月期	1.40月分
副市長	883,000円		
議長	596,000円	12月期	1.55月分
副議長	534,000円	計	2.95月分
議員	504,000円		

※議長、副議長、議員については平成23年8月1日より、特例条例により上記金額の10%を減じた額を支給

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（変則勤務職場等を除く一般的な職場）

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 主な休暇の種類

区分	付与日数
年次休暇	1年につき20日
出産	出産予定日前8週間目に当たる日（多胎妊娠の場合にあっては、14週間目に当たる日）から出産日後8週間を経過する日まで
育児時間	1日につき2回それぞれ30分以内の期間
子の看護	1年につき5日の範囲内の期間
忌引	親族の区分により1日から10日までの範囲内の期間
父母の祭日	1日の範囲内の期間
結婚	連続する5日の範囲内の期間
選挙権等行使	必要と認められる期間
証人等出頭	必要と認められる期間
骨髄移植	必要と認められる期間
ボランティア	1年につき5日の範囲内の期間
住居滅失等	7日の範囲内の期間
交通遮断	必要と認められる期間
妻の出産付添	3日の範囲内の期間
育児参加	5日の範囲内の期間
夏季	1年につき5日の範囲内の期間
リフレッシュ	勤続15年及び勤続25年に達した職員でそれぞれ連続する2日の範囲内の期間

(3) 育児休業等取得者数（平成25年度中に新たに育児休業または部分休業を取得した職員数）

区分	市長部局等	教育委員会	消防本部	市民病院	計

種別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業 取得者数	1人	29人	0人	0人	0人	0人	0人	37人	1人	66人
部分休業 取得者数	0人	3人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	4人
育児短時間勤 務 取得者数	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	19人	0人	20人

備考 部分休業とは、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業をいい、育児短時間勤務とは、同法第10条1項に規定する育児短時間勤務をいう。

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 職員の分限処分の状況

##### ア 休職の状況

区分	理由	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	計
市長部局等		10人	0人	10人
教育委員会		3人	0人	3人
消防本部		0人	0人	0人
市民病院		5人	0人	5人
	計	18人	0人	18人

##### イ 職員の意に反する降任・免職の状況

処分内容	理由	勤務実績が良くない場合	心身の故障のため職務遂行に支障がある場合	職に必要な適格性を欠く場合	廃職又は過員を生じた場合	計
降任	市長部局等	0人	0人	0人	0人	0人
	教育委員会	0人	0人	0人	0人	0人
	消防本部	0人	0人	0人	0人	0人
	市民病院	0人	0人	0人	0人	0人
	計	0人	0人	0人	0人	0人
免職	市長部局等	0人	0人	0人	0人	0人
	教育委員会	0人	0人	0人	0人	0人
	消防本部	0人	0人	0人	0人	0人
	市民病院	0人	0人	0人	0人	0人
	計	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 職員の懲戒処分状況

処分事由		処分の種類				
		免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局等	給与・任用に関する不正関係	0人	0人	0人	0人	0人
	一般服務違反関係 (職務専念義務違反、職務命令違反等)	0人	0人	0人	0人	0人
	一般非行関係 (傷害、暴行、金銭、異性等)	0人	0人	0人	0人	0人
	収賄等関係 (収賄、横領等)	0人	0人	0人	0人	0人
	道路交通法違反関係	0人	0人	0人	0人	0人
	監督責任関係	0人	0人	0人	0人	0人
	小計	0人	0人	0人	0人	0人
教育委員会	給与・任用に関する不正関係	0人	0人	0人	0人	0人
	一般服務違反関係 (職務専念義務違反、職務命令違反等)	0人	0人	0人	0人	0人
	一般非行関係 (傷害、暴行、金銭、異性等)	0人	0人	0人	0人	0人
	収賄等関係 (収賄、横領等)	0人	0人	0人	0人	0人
	道路交通法違反関係	0人	0人	0人	0人	0人
	監督責任関係	0人	0人	0人	0人	0人
	小計	0人	0人	0人	0人	0人
消防本部	給与・任用に関する不正関係	0人	0人	0人	0人	0人
	一般服務違反関係 (職務専念義務違反、職務命令違反等)	0人	0人	0人	0人	0人
	一般非行関係 (傷害、暴行、金銭、異性等)	0人	0人	0人	0人	0人
	収賄等関係 (収賄、横領等)	0人	0人	0人	0人	0人
	道路交通法違反関係	0人	0人	0人	0人	0人
	監督責任関係	0人	0人	0人	0人	0人
	小計	0人	0人	0人	0人	0人
市民病院	給与・任用に関する不正関係	0人	0人	0人	0人	0人
	一般服務違反関係 (職務専念義務違反、職務命令違反等)	0人	0人	0人	0人	0人
	一般非行関係 (傷害、暴行、金銭、異性等)	0人	0人	0人	0人	0人
	収賄等関係 (収賄、横領等)	0人	0人	0人	0人	0人
	道路交通法違反関係	0人	0人	0人	0人	0人
	監督責任関係	0人	0人	0人	0人	0人
	小計	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	0人	0人	0人	

5 職員のサービスの状況

(1) サービス制度に関する研修等の実施状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定められた市職員としての義務を周知徹底するためサービス制度に係る研修を実施した。

また、随時、通知文書によりサービス規律の徹底を図っている。

(2) 営利企業等への従事許可の状況

区分	市長部局等	教育委員会	消防本部	市民病院
① 営利を目的とする会社 その他の団体の役員等を兼ねるもの	1件	0件	0件	0件
② 自ら営利を目的とする 私企業を営むもの	0件	0件	0件	0件
③ ①②を除き報酬を得て事業 又は事務に従事するもの	0件	0件	0件	0件
計	0件	0件	0件	0件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

研修区分	研修名等
集合研修 (主として階層別に実施する研修)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員前期研修 ・新規採用職員協働研修 ・新規採用職員体験研修</li> <li>・初級職員研修 ・中級職員研修 ・上級職員研修 ・主査研修 ・新任係長庶務事務研修</li> <li>・課長研修・パソコン研修 ・情報セキュリティ研修 ・普通救命講習会 ・市民対応研修</li> <li>・接遇研修 ・人権研修 ・再任用者研修 ・一般教養研修 ・保育士研修</li> <li>・仕事の進め方研修 ・ビジネストーク研修 ・段取り力向上研修 ・説明力強化研修</li> <li>・企画能力向上研修 ・コーチング研修 ・メンタルヘルス研修</li> </ul>
派遣研修 (職員を外部の研修機関等に派遣し、市内部では習得し難い高度で専門的な知識又は能力を習得させる研修)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○尾張五市二町研修協議会に派遣 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員後期研修 ・一般職員前期研修 ・一般職員中期研修 ・接遇研修</li> <li>・一般職員後期研修 ・係長研修 ・法制執務研修 ・研修担当者先進地実地研修</li> </ul> </li> <li>○(財)愛知県市町村振興協会研修センターに派遣 <ul style="list-style-type: none"> <li>・課長補佐研修 ・課長研修 ・地方自治法研修 ・行政法基礎研修 ・法制執務研修</li> <li>・地方税研修 ・会計学研修 ・財務会計研修 ・広報研修 ・議会対応能力向上研修</li> <li>・アサーティブコミュニケーション研修 ・ディベート研修 ・クレーム対応研修</li> <li>・プレゼンテーション研修 ・タイムマネジメント研修 ・折衝力交渉力向上研修</li> <li>・住民との合意形成と協働研修 ・J K E T指導者養成研修</li> <li>・J S T基本コース指導者養成研修 ・接遇指導者養成研修 ・オープンセミナー</li> <li>・研修企画担当者研修 ・eラーニング研修</li> </ul> </li> <li>○救急救命士養成所に派遣</li> <li>○愛知県消防学校等に派遣 <ul style="list-style-type: none"> <li>・初任科 ・警防科 ・危険物科 ・救急科 ・救助科 ・上級幹部科 ・地震防災科</li> <li>・指揮隊科 ・外傷講習</li> </ul> </li> <li>○自治大学校に派遣 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2部課程 ・第3部課程</li> </ul> </li> <li>○市町村職員中央研修所に派遣 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理対策と3Rの推進 ・住民参加のための政策法務 ・ICTによる情報政策</li> <li>・魅力ある都市づくり ・地域の防災対策 ・生活保護と自立支援</li> <li>・行政と教育の連携による生涯学習</li> </ul> </li> <li>○全国市町村国際文化研修所に派遣 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに困難を抱える人への支援</li> </ul> </li> <li>○全日本建設技術協会に派遣 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路行政の課題 ・入札契約制度改革と公共工事の品質確保</li> <li>・これからの公共事業と建設技術者のあり方 ・上水道、下水道行政の課題</li> <li>・工事積算における動向と工事施工における合理化、安全対策</li> <li>・災害に負けない国土、地域づくり ・災害復旧</li> </ul> </li> <li>○安全運転中央研修所に派遣</li> <li>○国内先進都市に派遣 <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進都市事務研修</li> </ul> </li> <li>○その他派遣研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育主事講習 ・社会福祉主事資格認定研修</li> <li>・現任保育士指導者研修 ・国土交通大学校派遣 ・全国建設研修センター派遣</li> <li>・小牧青年会議所派遣研修 ・人事管理研修会 ・J C青年の船「とうかい号」派遣研修</li> </ul> </li> </ul>
自己啓発研修 (自主的に参加する研修)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信教育 ・自主研修活動 ・手話研修</li> </ul>

(2) 勤務成績の評定の状況

小牧市においては、平成17年度から人事評価制度を試行し、平成20年度から本格導入を実施している。

目的	職員の能力、実績をより重視した人事管理を行い、組織の活性化と職員の士気を高めることを目的とする。
制度の概要	能力評価と業績評価の2つの評価視点から構成。 被評価者の職務上に見られた行動や仕事の成果（結果）などの事実を評価基準に照らして評価する。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員互助会補助金

項目	内容	
会員数	1,834 人（平成25年4月1日現在）	
負担率	職員掛金： 給料月額 $\times$ 2.5/1000+100	市負担金： 給料月額 $\times$ 2/1000+100
負担額	職員掛金： 18,069,210 円	市負担金： 14,875,881 円
事業	給付事業（職員掛金のみで実施）：結婚祝金、出産祝金、弔慰金、災害見舞金	
	福祉事業（市費との折半で実施）：人間ドック助成、クラブ助成、夏季保養所など	
	貸付事業：厚生資金の貸付	

### (2) 健康診断

#### ア 職員定期健康診断総合判定結果

	A判定	B判定	C判定	D判定	E判定	計
人数	138 人	197 人	518 人	194 人	0 人	1,047 人

備考 A判定…異常なし B判定…わずかに異常 C判定…経過観察 D判定…要受診 E判定…治療中

#### イ人間ドック総合判定結果

	A判定	B判定	C判定	D判定	E判定	計
人数	2 人	42 人	226 人	453 人	1 人	724 人

備考 A判定…異常なし B判定…わずかに異常 C判定…経過観察 D判定…要受診 E判定…治療中

### (3) 職員の災害補償

#### ア 公務災害認定件数

区分	負傷				疾病				合計
	自己職務遂行中	出張中	その他	小計	公務上の負傷に起	職業病	その他公務起因性	小計	
市長部局等	1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	1件
教育委員会	1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	1件
消防本部	3件	0件	0件	3件	0件	0件	0件	0件	3件
市民病院	8件	0件	0件	8件	0件	0件	0件	0件	8件
計	13件	0件	0件	13件	0件	0件	0件	0件	13件

イ 通勤災害認定件数

区分	出勤途上	退勤途上	計
市長部局等	1件	0件	1件
教育委員会	1件	0件	1件
消防本部	0件	0件	0件
市民病院	1件	1件	2件
計	3件	1件	4件

(4) 公平委員会における業務の状況

ア 勤務条件に関する措置の要求 0件

イ 不利益処分に関する不服申立て 0件